

令和2年3月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 令和2年3月24日(火) 午後1時00分～午後3時00分

2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室F

3. 出席者 教育長及び委員

教育長 高澤 茂夫

委員 武井 紀夫

委員 渡部 佳子

委員 豊田 雅之

委員 井上 美鈴

職員

教育部長 岩埜 伸二

教育部次長兼教育総務課長 秋元 淳

教育部参事兼学校教育課長 今井 克彦

教育部参事兼文化課長 稲木 章宏

教育部参事兼図書館長 渡邊 雅夫

教育部参事兼中央公民館長 石井 一彦

学校給食課長 重城 秋子

生涯学習課長 野口 琢郎

まなび支援センター所長 岡崎 由子

学校給食センター所長 栗原 一郎

郷土博物館金のすず副館長 稲葉 昭智

資産管理課長 佐藤 慎吾

(会議事務局)

教育総務課主幹 長谷川光敏

教育総務課主任主事 萩原奈央子

4. 傍聴人数 0名(非公開議案3件、非公開報告2件)

5. 議 案

議案第4号 令和2年度重点目標・施策について

議案第5号 木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第6号 木更津市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第7号 木更津市社会教育指導員に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第8号 木更津市外国語指導助手等の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第9号 職務の級が6級以上の職員等の人事について

議案第10号 木更津市立公民館長(非常勤職員)の任命について

議案第11号 木更津市郷土博物館金のすず館長(非常勤職員)の任命について

6. 報告事項

報告第 2 号 専決事項の報告について

木更津市教育施設管理に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

報告第 3 号 臨時代理の報告について

校長及び教頭等の任命の内申について

報告第 4 号 臨時代理の報告について

市議会の議決を要する事件の議案（令和元年度教育費 3 月補正予算案（追加分））について

7. 議事大要

○高澤教育長

定刻となりましたので、令和 2 年 3 月定例教育委員会会議を開催いたします。

会議録署名人には、武井委員にお願いいたします。また前回、2 月定例会議の会議録につきましても、井上委員と私で、それぞれ確認、署名いたしました。

それでは、議案の審議に入ります。

はじめに、議案第 4 号「令和 2 年度重点目標・施策について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

議案第 4 号「令和 2 年度重点目標・施策について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料 2 ページをご覧ください。本議案は、令和 2 年度本市教育委員会の重点目標・施策を定めるにあたり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第 5 条第 1 号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

別にお配りさせていただきました表紙に「令和 2 年度重点目標・施策」と記載のございます資料の 1 ページをご覧ください。この重点目標・施策につきましても、毎年度ごとに教育委員会における当該年度の取り組みなどを市民に明らかにするために策定しているものでございます。

令和 2 年度の重点目標・施策の策定に伴う基本方針につきましては、平成 31 年 3 月に策定いたしました「第 2 期木更津市教育振興基本計画」及び「木更津市第 2 次教育大綱」を基本として、本市の基本構想及び第 2 次基本計画に掲げる「子どもを育む環境づくり・まちを支える人づくり」の実現に向け、各施策を積極的に展開していくことといたします。

見開きの左側でございます目次をご覧ください。各施策の内容についてでございますが、第 2 期教育振興基本計画と同様、子育て支援の充実、学校教育の充実、青少年の健全育成、社会教育の推進、スポーツ・レクリエーションの振興、市民文化の充実、人権擁護の推進の 7 つを基本施策とし、各種事業に取り組むこととしております。それぞれの施策における詳細な取り組み内容につきましては、資料 2 ページ以降となります。

内容につきましては、先般の 2 月定例教育委員会会議にて素案をお示しし、委員皆様のご意見等を伺ったところでございます。その後、各課等において改めて確認し、いくつか文言の修正を行った上で、本日最終案としてご提案させていただきました。

大きな内容等については、先日お示しした素案からの変更はございませんので、詳細説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

○武井委員

オリンピック・パラリンピックについては丁度現在、新型コロナウイルスの件で延期の可能性があると報道があったところですが、関係の記述はどうするのでしょうか。

○今井教育部参事兼学校教育課長

今ちょうどニュースとなっているのは把握しております。4週間以内に決定がされるとのことですので、そちらを踏まえて検討したいと考えております。

○高澤教育長

本計画に限らず、本市全体としてそういった記述のある計画・方針等がございますが、おそらく変更はしない方向になるかとは思いますが、また、特に本計画においてはオリンピック・パラリンピックが延期となったとしても、スポーツへの関心、障がいへの理解向上等の基本的な方針が変わることは特にありませんので、現状の記述のままでも問題がないと考えております。もちろんこの先の計画においては変更する必要があるかと思っておりますが、いずれにしても決定後に考えてまいります。

○高澤教育長

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第4号「令和2年度重点目標・施策について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第5号「木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

議案第5号「木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料3ページをご覧ください。本議案は、欠員の生じている木更津市立公民館運営審議会委員の任期満了に伴い社会教育法第30条並びに木更津市立公民館設置及び管理運営条例第6条及び第7条の規定により新たに委員を委嘱することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第12号の規定により議決を得ようとするものでございます。

今回委嘱を予定している候補者は家庭教育の向上の資する活動を行う者並びに学識経験のある者で、任期は前任者の残任期間となります2020年4月1日から2021年3月31日までとなります。なお候補者の所属等につきましては、4ページの参考資料

のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

なければ、新任の方については今現在、どのような活動をされているのでしょうか。

○野口生涯学習課長

放課後子ども教室のコーディネーター、また、地区社協の活動もされている方となります。

○高澤教育長

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第5号「木更津市立公民館運営審議会委員の委嘱について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第6号「木更津市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

議案第6号「木更津市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料5ページをご覧ください。本議案は学校給食の配食校の組み換えに伴い、関係規則を整備しようとするものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により議決を得ようとするものでございます。

それでは改正内容についてご説明申し上げます。議案資料6ページの新旧対照表をご覧ください。改正箇所につきましては、配食校の組み換えに伴い別表中(2)自校親子方式の高柳小学校の欄、配食校に金田中学校を追加し、金田小学校の項を削除するものでございます。また、新たに別表(3)自校単独方式として金田小学校を追加するものでございます。

なお、この規則は令和2年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

なければ、配食校の組み換えの理由についてお聞かせいただけますか。

○重城学校給食課長

金田小学校の児童数の増加に伴う組み換えでございます。金田小学校については今後も児童数の増加が見込まれることから、今現在行っている金田中学校の分までを作ることが難しくなると考えられるため、金田中学校については高柳小学校にて調理を行い運ぶ形に変更するものでございます。

○高澤教育長

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

○井上委員

以前給食を試食させていただいたことがあるのですが、塩分が濃いように思ったことがございます。こちらはやはりきちんと計算されたものになるのでしょうか。

○重城学校給食課長

塩分量については計算されたものとなっております。しかしながら、本市における塩分の基本量が平成31年度から変更となりました。小学校は2.5グラムから2.0グラムに、中学校は3.0グラムから2.5グラムに減っておりますので、今年度からは少なくなっております。

○高澤教育長

ほかにご意見がなければ、採決に移ります。議案第6号「木更津市学校給食の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第7号「木更津市社会教育指導員に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

議案第7号「木更津市社会教育指導員に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料7ページをご覧ください。本議案は、令和2年度より新たに会計年度任用職員制度が開始することに伴い関係規則を整備しようとするものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により議決を得ようとするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。議案資料8ページの新旧対照表をご覧ください。改正箇所といたしましては、今まで非常勤特別職であった社会教育指導員について令和2年度より会計年度任用職員となることから、第2条第2項の非常勤という文言を会計年度任用職員に改めるものでございます。

また第5条から第7条及び第9条については、現在職員課にて策定を進めております木更津市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則にて一律で規定されるため削除し、以降の条項を繰り上げるものでございます。なおこの規則は令和2年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

○井上委員

社会教育指導員とはどういったお仕事をされる方なのでしょうか。

○野口生涯学習課長

主に公民館における各種社会教育事業について企画・立案し開催するといったことを行っている委員となります。現在はおおむね、元教員の方に引き受けていただいております。

○井上委員

続けてになりますが、非常勤特別職と会計年度任用職員との違いはどういったものになるのでしょうか。

○秋元教育部次長

会計年度任用職員とは、地方公務員法の改正によりまして任用される職員となります。常勤職、非常勤職の両方がございますが、大きな方針として正規職員との待遇面等の差を縮めることを目的とした制度でございます。身分等を保証する代わりにきちんと試験や面接等を行い、採用されるプロセスを踏んでおります。

○野口生涯学習課長

補足となりますが、休暇や福利厚生等も拡充されますし、一方で公務員の職務専念義務、守秘義務等が適用され、場合によっては懲戒処分の対象となることもございます。

○高澤教育長

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第7号「木更津市社会教育指導員に関する規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第8号「木更津市外国語指導助手等の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

議案第8号「木更津市外国語指導助手等の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料9ページをご覧ください。本議案は、令和2年度より新たに会計年度任用職員制度が開始することに伴い関係規則を整備しようとするものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第8号の規定により議決を得ようとするものでございます。

それでは改正内容についてご説明申し上げます。議案資料11ページからの新旧対照表をご覧ください。改正箇所といたしましては、今まで非常勤特別職であった外国語指導助手等について令和2年度より会計年度任用職員となることから各条項を改正し、また、現在職員課にて策定を進めております木更津市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則にて規定される内容については削除するものでございます。

主な改正箇所についてご説明いたします。第1条中、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の部分を、木更津市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に

関する規則に改めるものでございます。続きまして、学習指導要領の改訂により小学校においても英語授業が始まったことから第4条第2項第1号中、中学校を学校に改めるものでございます。以降の改正につきましては先ほどご説明しましたとおり、令和2年度より会計年度任用職員へとなることから、各条項等を削除または改めるものでございます。なお、この規則は令和2年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

○渡部委員

基本的なことですが、新旧対照表のうち、略となっている部分についてはどういった意味になるのでしょうか。職員課の規定する規則で決めるものではない部分になると思うのですが、略という書き方になっていますのでお聞きしたいのですが。

○高澤教育長

書き方の問題となります。新旧対照表ですので、改正の前後で特に変わらないものについてはいわゆる省略するというので、対照表上は略といった形で表記することがございます。実際の規則にはその部分に対応した条文が入っておりまして、今回についてもその部分は残さなければならぬものになります。

○井上委員

外国語指導助手というのはどういった方になるのでしょうか。

○岡崎まなび支援センター所長

外国語指導助手はいわゆるALTのことです。基本的には外国籍の方で、本市においては直接雇用しております。英語圏であることが望ましいのですが、例えばフィリピン、アフリカ系の方もいらっしゃいますし、アメリカ、イギリス出身の方もおります。今年度においても10か国程度の国々の方を採用しております。文字通り外国語指導助手ですので、外国語指導にかかる担任の助手的な役割をお願いしております。小学校においても英語学習が入ってきておりますので、コミュニケーション能力の向上ということで各小中学校に配属し、活用していただいているところです。また国際理解の向上ということで各種集会等に参加もしていただいております。

○井上委員

何人いらっしゃるのでしょうか。また、配属についてはどういった仕組みになっているのでしょうか。

○岡崎まなび支援センター所長

本年度においては20名を採用しております。基本的には全小中学校に配属しており、中には1名が2校を受け持ったり、逆に大規模校には2名の配属をしたりといった調整をしております。

○井上委員

ALTについては、各市が直接雇用するというのが一般的な雇用形態なのではないでしょうか。

○岡崎まなび支援センター所長

本市においては先ほどご説明しましたとおり直接雇用をしておりますが、他市においては派遣という形もございます。割合でみると派遣で行っているところが多いように思います。

○井上委員

A L Tについても会計年度任用職員になるとのことですが、パートタイムとついているということは、いわゆる時給での雇用になるのでしょうか。フルタイムとパートタイムの違いはどこになるのでしょうか。

○岡崎まなび支援センター所長

基本的な基準としていわゆる正規職員、フルタイムで働いている方の時間より短ければ全てパートタイムとなり、時給制となります。

○高澤教育長

ほかにご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第8号「木更津市外国語指導助手等の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり合意することに決定いたしました。

続きまして、議案第9号から第11号につきましては、人事案件となりますので関係職員以外は退室をお願いします。

<教育部長・教育部次長・教育総務課職員以外 退室>

それでは、議案第9号「職務の級が6級以上の職員等の人事について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

議案第9号「職務の級が6級以上の職員等の人事について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料、別冊その2の1ページをご覧ください。本議案は、令和2年3月31日付け及び4月1日付けの職務の級が6級以上の職員、指導主事、社会教育主事、司書及び学芸員の人事を行うことについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第5号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

2ページをご覧ください。はじめに、1の職務の級が6級以上の職員でございますが、(1)令和2年3月31日付け退職者が6名、(2)令和2年4月1日付け採用者が1名、(3)転出者が5名、(4)転入者が3名でございます。3ページをご覧ください。続きまして、(5)教育委員会内部の昇格者が2名、(6)教育委員会内部の異動が2名でございます。

次に、2の指導主事でございますが、(1)令和2年3月31日付けの退職が4名、(2)令和2年4月1日付けの任命が4名でございます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

○渡部委員

指導主事の中に教育委員会ではなく健康子ども部子育て支援課の方がいらっしゃいますが、どういったことをしているのでしょうか。

○高澤教育長

昨今子どもの虐待や、発達障害といった相談等がかなりございます。子育て支援課はそういった相談もある課になりますので、ぜひ現場の学校の先生を配属させてほしいとの要望があり、県とも協議をしたうえで調整をしたものでございます。本来は先生の出向先は市教育委員会のみになるのですが、そういった経緯がありましてこの方については一度木更津市教育委員会として受け入れたうえで、木更津市へさらに出向という形を取らせていただいております。

○高澤教育長

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第9号「職務の級が6級以上の職員等の人事について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

<生涯学習課長・中央公民館長 入室>

続きまして、議案第10号「木更津市立公民館長（非常勤職員）の任命について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

議案第10号「木更津市立公民館長（非常勤職員）の任命について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料、別冊その3の1ページをご覧ください。本議案は、非常勤職員をもって充てる教育機関「公民館」の長の人事を行うことについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第19号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

2ページの候補者名簿をご覧ください。非常勤職員の館長は11名で、任期は令和2年4月1日から令和3年3月31日の1年間でございます。次に3ページをご覧ください。候補者11名のうち、再任が7名、新規が4名でございます。各候補者の職歴につきましては、表右側の前職欄のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

○渡部委員

前職が袖ヶ浦市の方がいらっしゃいますが、この方は以前生涯学習関係のお仕事に携

わっていたのでしょうか。

○秋元教育部次長

長年袖ヶ浦市で社会教育に携わっていた方となります。生涯学習課や公民館、図書館長も勤められておりました。

○高澤教育長

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第10号「木更津市立公民館長（非常勤職員）の任命について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

<生涯学習課長・中央公民館長 退室、文化課長・郷土博物館金のすず副館長 入室>

続きまして、議案第11号「木更津市郷土博物館金のすず館長（非常勤職員）の任命について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

議案第11号「木更津市郷土博物館金のすず館長（非常勤職員）の任命について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料、別冊その4の1ページをご覧ください。本議案は、非常勤職員をもって充てる教育機関「博物館」の長の人事を行うことについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第19号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

2ページ及び3ページの候補者名簿及び資料をご覧ください。非常勤職員の館長の任期は、令和2年4月1日から令和3年3月31日の1年間でございます。候補者につきましては、再任で、名簿記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問はございますでしょうか。

<質問なし>

ご質問がなければ、ご意見はございますでしょうか。

<意見なし>

ご意見がなければ、採決に移ります。議案第11号「木更津市郷土博物館金のすず館長（非常勤職員）の任命について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました議案の審議を終了いたします。

<全職員 入室>

続きまして、報告事項に移ります。

報告第2号、専決事項の報告「木更津市教育施設管理に関する規程の一部を改正する訓

令について」事務局から説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

報告第2号、専決事項の報告「木更津市教育施設管理に関する規程の一部を改正する訓令について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料20ページをご覧ください。この報告は、令和2年度より新たに会計年度任用職員制度が開始することに伴い関係規程を整備しようとするものであり、木更津市教育委員会組織及び運営規則第9条第1項第3号の規定により、21ページのとおり3月23日付けで教育長が専決いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは改正内容につきまして、ご説明いたします。23ページの新旧対照表をご覧ください。第3条、管理人との記載がございますが、こちらは各公民館に配置されている公民館管理人を示しております。現在の制度では非常勤特別職でしたが、令和2年度より会計年度任用職員となることから、木更津市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則にて規定される内容となる第3条から第5条を削除し、以降の条項を繰り上げるものでございます。なおこの規程の施行日は、令和2年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

○井上委員

公民館管理人とはどういったお仕事をされているのでしょうか。

○野口生涯学習課長

文字通り公民館の管理です。清掃や備品の管理、交換等を行っております。

○高澤教育長

ほかにご質問・ご意見がなければ、次の報告事項に移ります。本来であれば報告第3号となりますが、人事案件となりますので、先に報告第4号を進めさせていただきます。それでは報告第4号、臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（令和元年度教育費3月補正予算（追加分）案）について」事務局から説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

報告第4号、臨時代理の報告「市議会の議決を要する事件の議案（令和元年度教育費3月補正予算案（追加分））について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料24ページをご覧ください。この報告は木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項の規定により、教育長の臨時代理により処理を行いました案件に関するものでございます。3月市議会定例会に提案する教育委員会に係る令和元年度3月補正予算案（追加分）につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、29ページのとおり令和2年3月17日付けで市長から教育委員会教育長に対し意見の聴取がございましたが、3月市議会定例会への議案上程の日程を勘案すると、期日までに教育委員会会議を招集する暇がございませんでした。そのため、26ページにございますとおり3月18日付けで教育長の臨時代理で処理をし、「意見なし」と回答いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、教育委員会に係る3月補正予算案（追加分）の概要につきまして、ご説明申し上げます。27ページをご覧ください。今回の補正予算につきましては、はじめに歳入といたしまして補正前予算額（予算現額）11億3,233万5千円であったところ、4億6,710万円を増額し、総額17億5,360万6千円にしようとするものでございます。

続きまして、28ページをご覧ください。歳出といたしましては、補正前予算額（予算現額）40億9,804万5千円であったところ、50款 教育費を6億2,414万円減額し、総額を47億2,218万5千円にしようとするものでございます。

それでは、歳入・歳出のうち人件費を除く補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。30ページから33ページまでが補正予算及び補正予算に関する説明書の教育委員会に関する部分の抜粋でございます。まず歳出をご説明させていただき、その中で関連する歳入をあわせてご説明申し上げます。

33ページをご覧ください。10項 小学校費、5目 学校管理費、説明欄1. 学校施設改修事業費、(1) 小学校 GIGA スクール校内通信ネットワーク整備事業費 3億8,748万4千円につきましては、先般ご説明させていただきました GIGA スクール構想の実現に伴う各小学校の LAN 整備を行うための工事費として増額するものでございます。同じく、15項 中学校費、5目 学校管理費、説明欄1. 学校施設改修事業費、(1) 中学校 GIGA スクール校内通信ネットワーク整備事業費 2億3,665万6千円につきましても、各中学校の LAN 整備を行うための工事費として増額するものでございます。

恐れ入りますが、関連する歳入といたしまして32ページをお願いいたします。60款 国庫支出金、10項 国庫補助金、35目 教育費国庫補助金、5節 小学校費補助金及び10節 中学校費補助金の説明欄1. 学校施設環境改善交付金9,876万3千円及び5,540万8千円の増額が、GIGA スクール構想の事業実施における国庫補助金の内定額に伴う歳入補正予算でございます。また、95款 市債、5項 市債、40目 教育債、5節 小学校債及び10節 中学校債の説明欄1. 大規模改造事業債 2億8,700万円及び1億8,010万円の増額が、同じく GIGA スクール構想の事業実施における市債の歳入補正予算でございます。なお、本議案につきましては、3月市議会定例会に追加で上程する予定であることを申し添えます。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

○豊田委員

市債の小学校債、中学校債というのは一般的に販売されるものなのでしょうか。

○岩埜部長

こちらについては国の政府資金として借りるものになります。

○高澤教育長

ほかにご質問・ご意見がなければ、続きまして報告第3号ですが、本件につきましては、人事案件となりますので関係職員以外は退室をお願いします。

<教育部長・教育部次長・学校教育課長・教育総務課職員以外 退室>

それでは、報告3号、臨時代理の報告「校長及び教頭等の任命の内申について」事務局から説明をお願いいたします。

○秋元教育部次長

報告第3号、臨時代理の報告「校長及び教頭等の任命の内申について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料、別冊その5の1ページをご覧ください。この報告は、校長及び教頭等の任免の内申につきまして、内示等の関係から木更津市教育委員会組織及び運営規則第6条第1項の規定により、2ページのとおり令和2年3月16日付けで教育長の臨時代理で処理をいたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告するものでございます。

3ページをご覧ください。はじめに、1の教育委員会に関する項目でございますが、退職者が4名、採用者が4名でございます。次に、2が校長に関する項目でございます。退職者が6名、転出者が1名、採用者が3名、市内小中学校間での配置換えが10名でございます。続きまして4ページ、3の副校長に関する項目でございますが、こちらは採用が1名でございます。4の教頭に関する項目でございますが、こちらは退職者が2名、転出者が3名、採用者が4名、市内小中学校間での配置換えが7名でございます。また各項目の表中、星印は昇格者を示しております。

説明は以上でございます。

○高澤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

この件につきまして、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

○渡部委員

教頭先生に新たになられる方が8名とのことですが、これは多いように見受けられるのですがどうなのでしょう。

○今井教育部参事兼学校教育課長

校長で退職される方が多いと教頭からの昇格、さらにそれを埋めるための教頭への昇格ということになります。年度ごとに多少の人数の差はありますが、近年は年齢的に退職者が多く、今年度はこういった結果となっております。ここ数年は多い傾向が続いております。

○高澤教育長

ほかにご質問・ご意見がなければ、報告事項につきましては、以上といたします。

<全職員 入室>

続きまして、その他の事項につきまして、説明をお願いいたします。

【その他、事務局連絡・報告事項】

- ・令和2年3月市議会定例会の一般質問における答弁要旨について

説明：秋元教育部次長

- ・木更津市青少年指導関係運営協議会委員（補欠）の委嘱及び新会長、新副会長の選任について（報告）

説明：岡崎まなび支援センター所長

- ・木更津市要保護準要保護児童生徒就学援助実施要綱の一部を改正する告示について
説明：今井教育部参事兼学校教育課長
- ・木更津市公民館実践交流集会の実施報告について
説明：石井教育部参事兼中央公民館長

○高澤教育長

その他、委員からご意見等ございますか。

○豊田委員

現在、小中学校について新型コロナウイルスの関係で休校しており、そのまま春休みとなりましたが、4月以降の予定が決まっていればお伺いしたいのですが。

○今井教育部参事兼学校教育課長

現在、国と県の動向を注視しているところですが、ちょうど本日、国からガイドラインが出されました。それに基づき、市のほうでどういった対応をするのか臨時の校長会議を開催して決定する予定でございます。あくまで現在までの話し合いの中ではということですが、4月以降については通常の日程で学校を再開する方向で考えております。

○井上委員

外国籍の子どもが転入した場合、勉強や日常生活のために日本語をまず学ぶと思うのですが、そのうち学校の転入先の学年についてはどのような基準で決めるものなのでしょうか。例えば9歳のお子さんの場合、年齢だけを見れば小学校4年生となりますが、日本語がまだあまり出来ないとそもそも日本語の授業が難しいといった問題があるかと思えます。そういった場合の対応についてお聞きしたいのですが。

○今井教育部参事兼学校教育課長

特に市として統一の基準はございませんし、またテスト等もございません。あくまでご両親、本人、学校との話し合いで決めるものになります。最終的にはやはりご両親の意向が反映される傾向にあります。

○高澤教育長

個人の話になりますが、私が学校にいた際にもそういった子どもがおまして、その子に関しては下の学年に入れさせてもらって中学校まで卒業したことがございます。能力的にはほかの子と遜色はありませんでしたが、やはり日本語を覚えるといったところでそういった対応をさせていただきました。

○井上委員

木更津市としてはそういった外国籍の子どもの対応はそれほど苦慮されていないのでしょうか。

○高澤教育長

本市の人口を考えるとそもそも件数が少ないと思います。多い市では本市の数倍の件数を受けていると思いますし、市によってかなり違いがあるように見受けられます。

他にご意見等ありますでしょうか。

なければ、その他を終了いたします。

それでは、事務局から次回の教育委員会会議につきまして、連絡をお願いいたします。

○事務局

次回、4月の定例教育委員会会議につきましては、4月21日（火）午後1時から、市役所朝日庁舎会議室Fで開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

○高澤教育長

以上をもちまして、令和2年3月定例教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名人 教 育 長

委 員